

○久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成22年3月23日
条例第177号

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積について必要な規制を行うことにより、良好な生活環境の保全及び災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂、岩石その他土地の埋立て等の用に供される物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て(土地の掘削後の埋立てを含む。)、盛土その他の土地への土砂等のたい積の行為をいう。
- (3) 一時たい積 埋立て等のうち、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う行為をいう。
- (4) 埋立て等区域 埋立て等に供される土地の区域をいう。
- (5) 事業主 市の区域内で自ら埋立て等を施工する者又は埋立て等の発注者をいう。
- (6) 施工者 事業主から埋立て等を請け負った者(その者から下請けした者を含む。)をいう。

(事業主等の責務)

第3条 事業主及び施工者(以下「事業主等」という。)は、埋立て等を行うに当たっては、良好な生活環境の保全及び災害の防止を図るため、万全の措置を講じなければならない。

2 事業主等は、埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、自らの責任において、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(土地所有者の責務)

第4条 市内に土地を所有する者が、事業主等に対して土地を提供しようとするときは、この条例の趣旨を理解し、埋立て等により良好な生活環境の保全に支障が生じ、又は災害が発生することのないように、事業主等に対して適切な指導をするよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、埋立て等による良好な生活環境の保全及び災害の防止を図るため、埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な埋立て等を監視する体制の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第6条 この条例は、埋立て等区域の面積が300平方メートル以上となる埋立て等(埋立て等区域の面積が300平方メートル未満となる埋立て等であっても、当該埋立て等区域が2以上の区域にまたがり隣接するとき、又は既に埋立て等が行われた区域に隣接するときは、その合計した面積が300平方メートル以上となるものを含む。)を行おうとするときについて適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる埋立て等については、この条例は適用しない。

- (1) 法令による許可、認可、確認又は指定を受けて行う埋立て等で規則で定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う埋立て等
- (3) 国又は地方公共団体が行う埋立て等
- (4) 製品の製造又は加工のための原材料のたい積で、市長が届出の必要がないと認めたもの

(埋立て等における基準)

第7条 事業主等は、埋立て等を行おうとするときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 埋立て等により道路、河川、水路その他の公共施設の構造及び機能に支障を及ぼさないための措置が講じられていること。
- (2) 埋立て等による騒音、振動、粉じん、水質汚濁、土壌汚染その他の公害の発生を防止するための措置が講じられていること。
- (3) 埋立て等区域からの土砂等の流出防止、溢いつ水防止その他安全確保のための措置が講じられていること。
- (4) 埋立て等の実施方法が規則で定める施工基準に適合していること。

(埋立て等の届出)

第8条 事業主は、埋立て等(一時たい積を除く。)を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名及び電話番号(事業主が法人である場合は、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに電話番号)
- (2) 埋立て等の目的
- (3) 埋立て等区域の所在地及び面積
- (4) 埋立て等に使用される土砂等の採取場所
- (5) 埋立て等に使用される土砂等の量
- (6) 埋立て等の期間

- (7) 埋立て等の実施方法
 - (8) 施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (9) 現場管理責任者の氏名、住所及び連絡先
 - (10) 埋立て等に用いる機械の種類及び数量
- 2 事業主は、一時たい積を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 住所、氏名及び電話番号(事業主が法人である場合は、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに電話番号)
 - (2) 一時たい積の目的
 - (3) 埋立て等区域の所在地及び面積
 - (4) 現場管理責任者の氏名、住所及び連絡先
 - (5) 一時たい積に用いる機械の種類及び数量
 - (6) 一時たい積に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその期間
 - (7) 一時たい積期間中の土砂等のたい積の構造
- 3 [前2項](#)の規定による届出には、埋立て等区域の図面、現況写真、土質分析計量証明書その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
(規模、構造等の変更の届出)
- 第9条 [前条第1項](#)の規定による届出をした者は、その届出に係る[同項第2号](#)から[第7号](#)までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更内容を市長に届け出なければならない。
- 2 [前条第2項](#)の規定による届出をした者は、その届出に係る[同項第2号](#)、[第3号](#)、[第6号](#)又は[第7号](#)に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更内容を市長に届け出なければならない。
(氏名等の変更の届出)
- 第10条 [第8条第1項](#)又は[第2項](#)の規定による届出をした者は、その届出に係る[同条第1項第1号](#)、[第8号](#)若しくは[第9号](#)又は[同条第2項第1号](#)若しくは[第4号](#)に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、規則で定めるところにより、当該変更内容を市長に届け出なければならない。
(計画変更命令等)
- 第11条 市長は、[第8条第1項](#)若しくは[第2項](#)又は[第9条](#)の規定による届出があった場合において、その届出に係る埋立て等の計画の内容が[第7条](#)に規定する基準に適合しないときは、当該届出を受理した日から40日以内に限り、その届出をした者に対し、必要な限度において、計画の変更を命ずることができる。
- 2 [前項](#)の変更を命じられた者は、埋立て等の計画の内容が[第7条](#)に規定する基準に適合するように変更して市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、[前項](#)の届出があった場合において、その届出に係る埋立て等の計画の内容が[第7条](#)に規定する基準に適合しないときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、必要な限度において、計画の変更を命ずることができる。この場合において、計画の変更を命じられた者の対応は、[前項](#)の規定を準用する。
(実施の制限)
- 第12条 [第8条第1項](#)若しくは[第2項](#)又は[第9条](#)の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から40日を経過した後でなければ、その届出に係る埋立て等を行ってはならない。
- 2 [前条第2項](#)([前条第3項後段](#))の規定により準用する場合を含む。)の規定による変更の届出をした者は、当該届出が受理されてから30日を経過した後でなければ、その届出に係る埋立て等を行ってはならない。
- 3 市長は、[第8条第1項](#)若しくは[第2項](#)、[第9条](#)又は[前条第2項](#)([前条第3項後段](#))の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、[前2項](#)に規定する期間を短縮することができる。
(地位の承継)
- 第13条 事業主等について相続、合併又は分割があったときには、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業を承継した法人は、当該事業主等の地位を承継する。
- 2 [前項](#)の規定により事業主等の地位を承継した者は、その承継があった日から10日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。
(一時たい積の土砂等の量の届出)
- 第14条 事業主は、一時たい積を行おうとするときは、規則で定めるところにより、一時たい積を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から7日以内に、搬入した土砂等の量及び搬出した土砂等の量を市長に届け出なければならない。
(埋立て等の中止又は完了の届出)
- 第15条 事業主は、埋立て等を中止し、又は完了したときは、その日から10日以内に、市長に届け出なければならない。
(標識の設置等)

第16条 事業主は、埋立て等の期間中、埋立て等区域の見やすい場所に、氏名又は名称、埋立て等区域の所在地、面積その他の事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 前項に規定する標識を設置した者は、当該標識に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、当該記載した事項を書き換えなければならない。

(事業主等に対する改善命令及び措置命令)

第17条 市長は、事業主等により第7条に規定する基準に適合しない埋立て等が行われた場合には、当該埋立て等の適正な実施を確保するため、当該事業主等に対し、期限を定めて、当該埋立て等区域、埋立て等の実施方法又は埋立て等に使用される土砂等の量等に関し、計画の変更その他必要な改善措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、事業主等により第7条に規定する基準に適合しない埋立て等が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は災害発生のおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該事業主等に対し、期限を定めて、その支障の除去若しくは発生の防止のために必要な措置を講ずべきこと又は埋立て等の中止を命ずることができる。

(報告の徴収)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し、期限を定めて、埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業主等の事務所又は事業区域内の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その職務を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第20条 市長は、第17条第1項又は第2項の規定による命令に従わなかった事業主等について、その事実を公表することができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第22条 第17条第2項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第17条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項若しくは第2項又は第9条の規定による届出をしないで埋立て等(変更後のものを含む。以下同じ。)に着手した者

(2) 第11条第2項の規定による届出(同条第3項において準用する場合を含む。)をしないで埋立て等に着手した者

(3) 第12条第1項又は第2項に定める期間内にその届出に係る埋立て等に着手した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項若しくは第2項、第9条第1項若しくは第2項又は第11条第2項(同条第3項後段の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出において虚偽の届出をした者

(2) 第10条、第13条第2項、第14条又は第15条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第18条の規定による報告をその定められた期限までにせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第19条第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成14年久喜市条例第20号)、菖蒲町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成14年菖蒲町条例第27号)、栗橋町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成4年栗橋町条例第8号)又は鷺宮町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成13年鷺宮町条例第15号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までにした合併前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。